

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◇ アンケートの謝礼で交付したカード

**Q** : 当社では、商品のアンケートに答えてくれたお客様にクオカードを交付することを検討しています。このクオカードの購入費用は、仕入税額控除の対象になりますか？

**A** : 仕入税額控除の対象になります。

#### 【解説】

クオカードは、何にでも換えられるということもあり、様々な場面で使われているようです。

ところで、このクオカードをアンケートに答えてくれた人にプレゼントするとのことですが、消費税ではこのような取引について、次のように考えます。

すなわち、お客様からアンケートに答えてもらうという役務の提供を受け、その対価としてクオカードを渡した、つまり、現金の代わりとしてクオカードを渡したということですから、クオカードの購入時には非課税物品の仕入をしたということになりますが、それを渡したときには非課税物品のクオカードの譲渡があり、同時に課税取引である役務の提供を受けたということになります。

したがって、役務提供の対価としてクオカードを渡したということですから、たとえばそれが1,000円のクオカードであれば、税込対価が1,000円、税抜き処理をしてその105分の5の47円が仮払消費税等となり、この金額が仕入税額控除の対象となるわけです。

